

技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン

操縦士に係る技能証明（航空法第 22 条）に付された限定（航空法第 25 条第 1 項及び同第 2 項）と同一の種類及び等級の航空機（型式限定を付さないものに限る。）であっても、当該型式機を適切に運航するための知識や技術が相違するもの等があることから、操縦士が操縦経験を有しない型式の航空機を操縦する場合や、経験を有しない発航方法により操縦する場合に必要な教育訓練のガイドラインを下記のとおり定める。

記

1 操縦士は、航空機の種類に応じて次の 1-1～1-3 に掲げる場合には、2～4 に定める教育訓練を受けること。ただし、認可を受けた運航規程や国際民間航空機関締約国における訓練制度等に基づき、本ガイドラインに定める内容と同等以上の教育訓練が実施され、その記録が確認できる場合にあっては、この限りではない。

1-1 飛行機

イ) 操縦経験のない型式の飛行機を操縦する場合（当該機の等級が、多発ピストン機並びに単発及び多発タービン機であるときに限る。）。

ロ) 可変ピッチプロペラを装備した飛行機を初めて操縦する場合。

ハ) 引込式の着陸装置を装備した飛行機を初めて操縦する場合。

ニ) 過給機を有する発動機を装備した飛行機を初めて操縦する場合。

ホ) 出力が 200 馬力を超える発動機を装備した飛行機を初めて操縦する場合。

ヘ) 電子飛行計器システム（EFIS）を装備した飛行機を初めて操縦する場合。

ト) デジタル電子エンジン制御装置（FADEC 等）を装備した飛行機を初めて操縦する場合。

チ) 高揚力装置を装備した飛行機を初めて操縦する場合。

リ) 与圧装置を装備した飛行機を初めて操縦する場合。

ヌ) 尾輪式の飛行機を初めて操縦する場合。

1-2 回転翼航空機

イ) 操縦経験のない型式の回転翼航空機を操縦する場合。

1-3 滑空機

イ) 経験のない発航方法（ウインチ曳航又は自動車曳航、航空機曳航、自力発航）による操縦をする場合。

2 教育訓練の内容

2-1 学科教育

学科教育は、20 時間（滑空機にあつては 5 時間）を標準として次の内容を含めて実施するものとする。

- ✓ 機体概要及び構造
- ✓ 運用限界及び性能
- ✓ 諸系統及び取扱い
- ✓ 通常及び緊急操作の手順

なお、1-1 リ) に係る学科教育については、上記に加え、10 時間を標準として次の内容を含めて実施するものとする。

- ✓ 高高度の空気力学及び気象学
- ✓ 呼吸運動
- ✓ 低酸素症その他の高度病の影響、症状及び原因
- ✓ 酸素補給がない場合の意識持続時間
- ✓ 長時間の酸素補給による影響
- ✓ ガス膨張及び気泡形成の原因及び影響
- ✓ ガス膨張、気泡形成及び高度病の予防策
- ✓ 減圧による物理現象
- ✓ 高高度飛行に関するその他の生理学的側面

1-1 リ) に係る学科教育及び実技教育に関するガイダンス文書として、米国連邦航空局（FAA）の Advisory Circular 61-107B（又はそれ以降の最新版）が挙げられる。

2-2 実技教育

実技教育は、実機、模擬飛行装置又は飛行訓練装置（いずれも航空法施行規則第 238 条の 2 に基づく認定を受けたものに限る。）のいずれかにより行い、10 時間（滑空機を除く）を標準として次の内容を含めて実施するものとする。

○ 1-1 イ) ~チ) 関係

- ✓ 離陸から着陸までの通常操作
- ✓ 異常及び緊急操作
- ✓ 技量確認

○ 1-1 リ) 関係

- ✓ 離陸から着陸までの通常操作
- ✓ 高高度における通常の巡航飛行
- ✓ 急減圧時の緊急操作（模擬によるものとし、実際には減圧しないこと。）
- ✓ 緊急降下手順
- ✓ 技量確認

○ 1-1 ヌ) 関係

- ✓ 地上滑走中の視認性
- ✓ 通常及び横風における離陸から着陸までの通常操作

- ✓ 接線着陸（製造者が当該着陸方法を推奨していない場合を除く。） 着陸復行
- ✓ 技量確認
- 1 - 2 イ) 関係
- ✓ 各種離着陸及びその間の通常操作
- ✓ 地表付近における操作
- ✓ 緊急操作（オートローテーション、一発動機故障（多発機の場合）を含む。）
- ✓ 技量確認

○ 1 - 3 イ) 関係

（ウインチ曳航又は自動車曳航、航空機曳航の場合）

- ✓ 発航準備、曳航による離陸、曳航による飛行、曳航索の離脱
- ✓ 曳航中の異常時及び緊急時の操作
- ✓ 技量確認

（自力発航の場合）

- ✓ 自力発航による離陸
- ✓ 自力発航による離陸上昇中の異常時及び緊急時の操作
- ✓ 離陸上昇形態による失速と回復操作
- ✓ 技量確認

なお、いずれの場合も、当該発航方法による 10 回以上の離陸を標準として実施すること。

3 教育訓練の実施者等

教育訓練は、機長として当該型式航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明（航空身体検査証明にあっては、模擬飛行装置又は飛行訓練装置により実技教育を行う場合を除く。）を有する者であって、当該型式航空機や発航方法に係る知識及び操縦経験を有するものの監督の下で行うものとする。

なお、実技教育を開始する前に、教育訓練の実施者は次について確認すること。また、実機による同乗訓練を行う場合は、その操縦を交替することができる場所に位置すること。

- ✓ 訓練計画の内容が適切であること。
- ✓ 訓練を受ける操縦士が上記 2 - 1 の学科教育を修了し、実技教育に必要な知識及び能力を有していること。
- ✓ 実技教育に用いる実機、模擬飛行装置又は飛行訓練装置が当該実技教育を行うのに必要な性能及び装備等を有していること。ただし、1 - 1 イ) 及び 1 - 2 イ) に係る実技教育については、当該型式の実機又は当該型式を模擬した模擬飛行装置若しくは飛行訓練装置に限る。

4 教育訓練の実施記録

教育訓練の実施者が、訓練を受けた操縦士が操縦に必要な知識及び技量を有していることを確認した場合は、訓練を受けた操縦士の航空機乗組員飛行日誌（滑空機の場合は滑空機乗組員飛行日誌、以下同じ）の自由記入頁に下記のとおり記載するものとする。

『国空航第 1055 号 1 - 1 イ) ((注) 上記 1 項中、実際に訓練を行った項番を記載。複数の項

番について実施した場合は、まとめて記載してもよい。)の内容について以下のとおり訓練を行い、操縦に必要な知識及び技量を有していることを確認した。

学科教育：[開始年月日]～[終了年月日] [実施場所]

実技教育：[開始年月日]～[終了年月日] [実施場所]

[実技教育に使用した航空機の型式] [登録番号]

(模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用した場合は、[装置の型式]、[模擬対象とする航空機の型式]、[認定書番号]等)

[日付] 実施者：[署名]』

なお、自由記入頁がない等の場合は適切な用紙に必要な事項を記入し、航空機乗組員飛行日誌とともに保管すること。

また、実技教育として実施した個別の飛行記録については、航空機乗組員飛行日誌に記録の上、補足事項欄に上記1項中該当する項番(「国空航第1055号 1-1イ」等)を記載すること。

5 上記1の各項に該当しない場合であっても、操縦経験のない型式の航空機を操縦する場合には、上記2-1各項に係る知識を習得し、航空機乗組員飛行日誌に学習の記録を記載した上で操縦を行うものとする。

附則

本ガイドラインは、令和2年10月1日から施行する。

「同一等級限定内の回転翼航空機であって飛行経験の無い型式機を操縦する場合の教育訓練のガイドラインについて」(平成7年9月29日付け空乗第2090号)及び「同一等級内の滑空機であって飛行経験のない発航の方法により操縦する場合の教育訓練のガイドラインについて」(平成18年6月23日付け国空乗第86号)は本ガイドラインの施行日をもって廃止する。